令和3年6月定例会会議録

令和3年豊郷町議会6月定例会は、令和3年6月4日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	番	日上	匕野	雄	$\vec{-}$
2	番	辻	本		勇
3	番	中	島	政	幸
4	番	村	岸	善	_
5	番	前	田	広	幸
6	番	高	橋	直	子
7	番	西	澤	博	_
8	番	鈴	木	勉	市
9	番	西	澤	清	正
1 0	番	今	村	恵美	長子
1 1	番	河	合		勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育			長	堤		清	司	
総	<u> </u>	務	誹	Į.	長	Щ	田	裕	樹
企	画	振	興	課	長	清	水	純-	一郎
税	<u> </u>	務	課	Į	長	Щ	П	昌	和
保	健	福	祉	課	長	森		ちま	あき
医	療	保	険	課	長	西	Щ	喜作	史为
住	民	生	活	課	長	長名	川名	勝	就
会	計	徻	宇	理	者	小	西	直	美
人	権	政	策	課	長	西	Щ	逸	範
地	域	整	備	課	長	岡	村	浩	孝
産	業	振	興	課	長	Щ	田	篤	史

上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏 教 育 次 長 馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 神 辺
 功

 書
 田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

議第27号 専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町税条例等の一 部を改正する条例)

議第28号 専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例)

議第29号 専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例)

議第30号 令和2年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議第31号 令和2年度豊郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について

議第32号 令和2年度豊郷町水道事業会計繰越計算書について

議第33号 豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

議第34号 令和3年度豐郷町一般会計補正予算(第1号)

議第35号 令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議第36号 令和3年度豐郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議第37号 令和3年度豐郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

発議第2号 豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案

河合議長 皆さん、おはようございます。これより令和3年6月、第2回豊郷町議会定 例会を開会いたします。

> ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって 令和3年第2回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。ご手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも、特にお願いしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、議席の変更を行います。

今回、欠員が生じている状況にあることから、会議規則第4条第3項の規定 により議席を変更いたします。変更した議席はお手元に配付しました議席表の とおりとし、現在着席されているとおりでございます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、今村恵美子 議員、1番、日比野雄二議員を指名いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

今村議員 異議あり、反対討論求めます。

河合議長 討論の申出があります。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

今村議員 議長、動議。

河合議長 動議内容は何ですか。

今村議員 動議内容は、この会期日程を賛否を問う、この採決による会期日程にすることを求めます。

河合議長 動議に賛成ありません。動議は否決です。

今村議員 えっ、賛成者は……。

河合議長 賛成はありませんでした。動議の賛成者はありません、発言だけです。

今村議員 議長、議事進行に関する発言求めます。

河合議長 どうぞ。

今村議員 それでは、会期決定に関する議事進行に関する発言をさせていただきます。

地方自治法第1条第2項には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政の自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると、地方自治体の役割をこのように明記されています。

また、地方自治法の第101条、招集及び会期について、その2項には、議長は議会運営委員会の議決を経て会議の招集を町長に請求できると書かれています。こういったことを踏まえると、今、町内でコロナ感染者が発生している状況のもとで、今、コロナ禍で町政課題が山積する中で、初日本会議で議案の多くを即決する、また、常任委員会を形骸化する議会軽視のこの会期日程は変更されるべきであるということを申し上げて、議事進行に関する発言といたします。

河合議長 ただいまの動議に賛成の方おられますか。

今村議員 動議じゃないよ、これ。議事進行に関する発言でしょう。

河合議長 だから発言やから動議ですがな。

今村議員 動議と違う。

河合議長 発言動議でしょ。

今村議員 それを今、動議は否決と言わはったじゃない。

河合議長 だから発言に変えられたんやろ。

今村議員 だから、議事進行の発言はできるんですよ。

河合議長 はい、分かりました。

ただいまの発言についての、賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって……。

鈴木議員 議長、発言……。

河合議長 まだ終わっていません、聞いててください。ただいまの……、終わったよ、 これ、否決や。

鈴木議員、何ですか。

鈴木議員 先ほどの今村議員の発言は、議事進行に対する発言ですよね。

河合議長 ええ。

鈴木議員 その議事進行に対する発言に賛成、反対というのはあるんですか。その前段 の動議に対する賛成、反対がありませんでしたので、今村議員は発言されたの ですが。

河合議長 ちょっと待ってください。

鈴木議員 その辺がよく分かりません。

河合議長 ちょっと待ってください。先ほどね、今村議員は動議を出されました。そして動議説明が終わりました。賛成の方はおられませんでした。賛成動議がおられないので、私が「動議は否決です」と言うたら、すぐに、次は議事進行を言われはったから、今、議事進行に対して採決、私は議事進行に対して皆さんに採決を求めたわけです。これでだめなら、先ほどの動議を俺から、今村議員は動議を求めたのは、うちの会期日程の期間なんですわ、動議は。だからこれから、会期日程の動議に対しての皆さんのご意見を聞きます。順序はそうだと思います、私は。

それでは、先ほどの会期日程にご異議がありましたので、会期はご異議がありましたので、起立によって採決をいたします。

会期は、本日より6月18日までの15日間とすることに賛成の諸君の起立 を求めます。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、会期は本日より18日までの15日間とする ことに決定しました。

> 日程第4、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2 第3項の規定により、令和3年2月から4月分の現金出納検査結果ならびに定 期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

> 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、 お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了 承願います。

次に、議長公務としての報告事項はお手元に配付しているとおりですので、 ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。高 橋直子議会広報常任委員会委員長、報告願います。

高橋議会広報

常任委員長 それでは、広報常任委員会報告をいたします。

議会広報常任委員会では、3月5日、議会だより第85号の発行に向けて、 最初の委員会を開き、編集、発行のスケジュールや、紙面掲載記事の構成など について協議を行いました。また、広報改善に向けて今後検討していくことや、 頑張ってますのコーナーで取り上げる対象の考え方などについての提案があり ました。

そして、3月24日に2回目の委員会を開催し、追跡のコーナーの取扱いや、 第85号の表紙の構想、追加記事の有無などを協議して、紙面編成の骨格を確 定していきました。

新年度に入って、4月13日に3回目の委員会を開催し、新年度予算紹介の記事として取り上げる項目についての絞り込みを行うとともに、頑張ってますのコーナーで紹介する内容の決定などを行い、編集作業を進めていきました。今回の頑張ってますのコーナーでは、長引くコロナ禍の中、毎日大変な思いで皆さんが暮らしておられる状況にありますが、そうした中でも、今回は医療や介護支援などの現場で頑張っておられる方々を紹介していってはどうかということから、レインボウとよさとの皆さんを紹介していくことで意見がまとまりました。

その後、4月28日に4回目の委員会を開催し、紙面全体の点検作業として、 記事の文言整理や表現の仕方などについて校正を行い、紙面レイアウトなどに ついても修正を加えるなど、発行に向けての最終校正作業を行いました。その 後、校正指示をした内容が適正に紙面に反映されているかの最終確認を正副委 員長で行い、5月14日に議会だよりとよさと、第85号を発行いたしました。

議会だより発行に当たって、多くの皆様にご協力を賜りましたことを心より 御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

また、3月5日に開催をしました第1回目の委員会において提案のあった広報改善については、4月28日に開催をしました4回目の委員会において、議会だよりを、より町民の皆さんに親しんで読んでもらえる紙面とするためには、皆さんの思いを聞かせてもらう必要があるとしてアンケート実施の提案がありました。そこで、5月18日にアンケート実施の考え方や実施方法、質問の項目、実施の時期、集計作業や集計結果の公表方法などについて内容協議を行い、先日、5月31日に開催をしました委員会におきまして、今後の進め方を最終確認したところです。今後は、8月中のアンケート集計完了を目指して準備を進め、次号、第86号にて結果を公表するべく、準備を進めていく予定をしています。皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

以上、議会広報常任委員会からの報告を終わります。

河合議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第5、議第27号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町税条例等の一部を改正する条例)から、日程第7、議第29号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例)までを

一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和3年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より、本町の行政運営に対しまして格別のご高配を賜っておりますことに重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には承認案件3件、報告案件3件、条例改正案件1件、令和3年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件4件の、計11件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第27号から議第29号までの専決処分につき承認を求めることについてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第27号専決処分につき承認を求めることについては、豊郷町税条例等の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、令和3年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、固定資産税における負担調整措置の仕組みの継続、軽自動車税の環境性能割の税率区分及びグリーン化特例の見直しならびに個人住民税の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税、税額控除の特例の延長に伴う所要の改正であります。令和3年4月1日より施行であることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしました。

次に、議第28号専決処分につき承認を求めることについては、豊郷町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は新型コロナウ イルス感染症の影響による減免規定に係る所要の改正でございます。

改正内容といたしましては、附則第14項において減免対象となる国民健康保険税について、令和4年3月31日までの納期限に延長するものでございます。令和3年4月1日以降の納期限の国民健康保険税を対象とすることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしました。

議第29号専決処分につき承認を求めることについては、豊郷町介護保険税 条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、新型コロナウイルス 感染症の影響により介護保険料の減免規定に係る所要の改正でございます。

改正内容といたしましては、令和2年度から実施いたしております新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の減免対象となる介護保険料について、令和4年3月31日までの納期限に延長するものでございます。令和3年4月1日以降の納期限の介護保険料を対象とすることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたします。

以上、議第27号から議第29号までの専決処分につき承認を求めることに ついての提案説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ ます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長、10番。

河合議長 今村議員。質疑は議第何号と言うてください。

今村議員 はい。最初は議第27号豊郷町税条例等の一部改正する条例につきまして、 先ほどの町長の提案説明では3月31日に法改正がされたと。で、施行が4月1 日からだという説明だったと思うんですが、これは今、国会の中で、いろんな 法律改正のあれが出ていまして、この3月31日に改正されて、施行が4月1 日というのは、この27号でそういう説明を受けたんですが、あと、28号、29 号、国会に上程されてる、そういう関係法令議案っていっぱいあるんで、いつ にそれが採決されて発効がいつなのかというのはそれぞれにちょっと違いがあ ると思うんですけれども、専決処分ということですから、いとまがなかったと いうことを、その事実をやっぱり実証していただきたいなと思いますので、そ

の点について、執行部のほうからの説明を求めます。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第27号、税条例等の一部改正する条例案ということですけれども、この公布日、3月31日にご説明させていただきます。この地方税法の改正につきましては閣議決定が1月29日、それから参議院での成立が3月26日、公布日が3月31日、施行日が4月1日となっているものでございます。

また、国民健康保険税条例につきましては、厚生労働省保険局国民健康保険 課のほうから、引き続き国民健康保険の減免についてということで通知が参っ たものでございます。

以上でございます。

河合議長 再質疑ありますか。まだ答弁は足りないですか。

今村議員 29号まだ聞いてないから。今、国民健康保険税までのしか聞いてないから。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第29号の専決処分につきましては、こちらにつきましては介護保険条例に基づく減免でございますので、国のほうからの法改正のほうはありませんでした。ただ、3月12日付の厚生労働省保健局介護保険計画課から令和3年度の減免措置に対する財政支援の取扱いという通知が参ったので、それに基づいて今回やったものでございます。

戻りますけども、先ほど第28号の国民健康保険税条例の改正につきまして も、3月12日付で厚生労働省保健局国民健康保険課、総務省自治税務局市町 村税課のほうから通知が参ったので同様の取扱いとしております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 27号については閣議決定して、国会に上程されて、議決できたのが26日という形で、31日発行、施行になってるという形ですけれども、あとは従来の国の関係法令の通知でいけるやつだったということは、今聞いて分かりました。それは、やはり3月議会は行われていますから、本来は3月議会中に、28号、29号については、そういう通知が来ているから、コロナの対策としてね、今コロナ、第4期で大変なことになっていますから、そういうことを早くもっと、町民の皆さんにも通知してあげるというのは大事だと思うんですが、その点、6月まで引き延ばした、専決にしたというのはどういう趣旨でこういうふうになったのかだけ教えてください。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 私のほうから、ごめんなさい、28号、29号も同様やと思うんですけれども、先ほど、医療保険課長が3月12日ということですけれども、ただ、その後に国のほうから、また新たな通知が来るということで、ぎりぎりまで待っていたんですけれども、実際のところ、これを先にしていかないと、住民さんからの減免申請に空白をつくるということですから、こちらの方は専決させていただいた次第でございます。29号も同様でございます。

以上です。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど税務課長のほうがお答えしたとおりでございますけれども、3月12日のほうに通知が届きまして、それから内容の審査、条例改正の内容の審査等々を事務的に行っておりましたのと、さらに4月1日付から納期限のほうが来るものを、できるだけ早く、3月議会に上げれれば一番よかったのかもしれませんけども、内部的な審査のほうも必要でしたので、若干遅れた部分もございましたので、4月1日付で専決させてもらったものでございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありませんか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第27号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第27号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町税条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第27号は承認することに決定いたしました。 これより、議第28号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第28号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第28号は承認することに決定いたしました。 これより、議第29号の討論を行います。 討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第29号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例)を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第29号は承認することに決定いたしました。 日程第8、議第30号令和2年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第10、議第32号令和2年度豊郷町水道事業会計繰越計算書についてを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第30号令和2年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書から、議第32 号令和2年度豊郷町水道事業会計繰越計算書についてを一括してご説明申し上 げます。

議第30号令和2年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の電子計算管理費244万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,060万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費1,933万1,000円、定住自立圏環境・ごみ処理部会事業279万4,000円、団体営農業水路等長寿命化事業費576万4,000円、ビワイチ森づくり事業32万円、社会資本総合整備事業5,959万5,000円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

次に、議第31号令和2年度豊郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について ご説明申し上げます。

地方自治法第220条第3項の規定により、令和2年度豊郷町一般会計のうち、事故繰越しは繰越計算書のとおり、社会資本総合整備事業1億8,545万円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告いたします。

次に、議第32号令和2年度豊郷町水道事業会計繰越計算書についてご説明 申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度豊郷町水道事業会計のうち、繰越計算書に記載の配水管設備改良事業1億6,468万2,100円を令和3年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告いたします。

以上、議第30号令和2年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書から、議第32号令和2年度豊郷町水道事業会計繰越計算書についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

河合議長 これで報告は終わります。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。以上で議 第30号、議第31号、議第32号の報告を終了いたします。

日程第11、議第33号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第33号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

固定資産の価格に係る不服審査における利便性の向上等を図るため、審査申 出書の押印を不要とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第33号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、従来ありました審査申出書に対して申出人の押印をしなければならないというところがなくなるわけですけれども、これまでこういう不服審査請求というのは、これでいくと法人、その他社団または財団の代表者、管理人、総代を互選したときという形ですが、個人からはそういう不服審査請求というのは出てなかったんですか、今まで。これはこれで受け付ける場所が違うんですか。何か、この実態はどういうものだったのか、今、国の段階でも押印はだんだん廃止になってますから、当然地方でも同じような傾向になると思うんですが、その説明だけ教えてください。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

最近では、この固定資産評価委員会での審査の申し出というのは個人からは ございません。

以上です。

今村議員 いつ頃から。

総務課長 ごめんなさい。いつ頃からというのは課のほうで調べないと分かりませんの

で、また調べて報告させていただきます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第33号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これにて討論を終結いたします。

これより、議第33号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第33号は原案どおり可決されました。

日程第12、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から 日程第15、議第37号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から議 第37号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)ま での各会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

> まず、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)についてご 説明申し上げます。

> 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億390万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億4,790万4,000円とするものであります。歳入では国庫支出金8,315万6,000円、県支出金6万3,000円、繰入金1,668万5,000円、諸収入400万円を追加するものであります。次に、歳出では総務費4,407万2,000円、民生費1,295万9,000円、商工費3,250万円、消防費94万6,000円、教育費2,014万円を追加し、議会費180万4,000円、衛生費274万5,000円、農林水産業費210万5,000円、土木費5万9,000円を減額するものであります。次に、議第35号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ411万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億4,428万7,000円とするものでございます。歳入では繰入金411万7,000円を減額するものであり、次に、歳出では総務費411万7,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金411万7,000円の減額、歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費386万5,000円及び項2徴税費25万2,000円の減額につきましては、職員の人事異動等に伴います人事交流分を計上したものであります。

次に、議第36号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億410万7,000円とするものでございます。歳入では繰入金51万8,000円を追加するものであり、次に、歳出では総務費51万8,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金51万8,000円の増額、歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費22万8,000円の減額及び項2徴収費74万6,000円の増額につきましては、職員の人事異動等に伴います人事交流分を計上したものであります。

次に、議第37号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ32万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,246万5,000円とするものでございます。歳入では繰入金32万1,000円を減額するものであり、次に、歳出では、総務費32万1,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金32万1,000円の減額、歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費32万1,000円の減額につきましては、職員の人事異動等に伴います人事交流分を計上したものであります。

以上、議第34号から議第37号まで一括して説明いたしました。この後、 担当課長より補足説明をいたさせますので、どうぞご審議賜りますようよろし くお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは私から、令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

歳入では7ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7,178万2,000円については、新型コロナウイルス感染症対策地方 創生臨時交付金でございます。

下段の目2民生費国庫補助金1,075万円につきましては、低所得子育て世帯生活支援特別給付事業及び事務費でございます。

8ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,168万5,000円については、財源不足による繰入れです。下段の目4公共施設等総合管理基金繰入金500万円につきましては、豊栄のさと施設管理費、スポーツ公園管理費への繰入れでございます。款20諸収入、項5雑入、目4雑入400万円は一般コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業の2字分でございます。

続いて、歳出について説明いたします。全体的に、節1報酬、2給料、3職員手当等、4共済費については人事交流による給与、職員手当、共済費を増減しております。

次に10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費1,148万3,000円につきましては、町内電子回覧版の導入についてでございます。目5財産管理費655万2,000円については、公共施設等総合管理計画改訂業務の委託料です。目10地域づくり推進事業費400万円については、一般コミュニティ助成でございます。目15公共施設等総合管理基金費2,027万については、今後の公共施設等の工事費に係る積立てでございます。

13ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費1,081 万3,000円は、低所得子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費でございます。

15ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費3,250万円は、コロナ対策地域経済活性化事業費委託料でございます。

16ページ、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費750万円は、 大学生等就学継続給付金でございます。

以上で説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)につきまして質疑をさせていただきます。

まず4ページです。人事評価運用支援業務委託、この事業はどのような内容を委託するのか、そして人事、自分で自分を評価して、そしてその上の段階の課長なり町長がいろんなことに運用されるんでしょうが、対象者が、例えばこの評価によって格下げになるとか、お給料面で減らされるとか、そういう事案があったのかどうかを、今まで、どんな様子だったかというのを教えてください。この事業によって何を狙っているのかも教えてください。

続きまして10ページです。文書広報費、使用料及び賃借料、システム使用料とあります。町内電子回覧版という説明でしたけれども、どのようなところにおいてどのように活用されるのか、そして委託先という、この賃借ですからどこかに借りられるんだと思うんですけれども、その業者名、また会社名を教えてください。

財産管理費です。5、財産管理費、12、委託料につきまして、公共施設等総合管理計画改定業務委託料とあります。これも上の項目と一緒で、どこにどのような依頼をされるのか教えてください。それから10、地域づくり推進事業、一般コミュニティ助成事業ですけれども、多分今年も2字を選ばれるんだと思うんですけれども、手挙げ方式かと想像します。今、何字が希望されて、どのように選定をされるのかというのを教えてください。

続きまして13ページ、3愛里保育園施設費です。10の修繕料、また17 の備品購入費の説明をしてください。

14ページの5、保健衛生諸費ですけれども、保健師さんを募集されるということですけれども、今保健師さんがとても足りなくて、どの自治体も困っているっしゃると思うんですけれども、私たちの町に来ていただくために、どのような形で探す方法を模索していらっしゃいますか。年齢制限等はあるんでしょうか、教えてください。

16ページです。消防費の中の災害対策費、需用費に消耗品費として 94 万6,00 円です。これも説明してください。

続きまして、17ページから中学校費までかかってくるんですけれども、遊 具点検委託料とあります。当初予算にもあるんですけれども、増額しなければ ならなくなった背景を教えてください。全てです。

17ページの幼稚園費、教育・保育支援員をお探しになるんだと思うんですけれども、当初予算にはたしかこれ上がっていませんでしたけれども、今この時期に探すことになった背景を教えてください。これも本当にこういう方を探

すのは困難、極めているというのが現状かと思うんですけれども、確保するための対策はどういうことを考えていらっしゃるかを教えてください。

それから18ページの、社会教育費の中の文化財保護費、10需用費の修繕料、図書館費の中の旅費、費用弁償、8、豊栄のさと施設費の維持補修費、これは、豊栄のさとに関しては本当にもう、いろんなね、不具合が生じ過ぎていると思うんですけれども、今までね、どんな内容の修理を、こういう大がかりなね、修理を必要としたかというのと、それからトータルどのくらいになるかというのを、ぜひ議会に示していただきたいと思います。

19ページです。スポーツ公園施設費、これが設計委託料と維持管理委託料、 それぞれ上がっていますけれども、特に設計委託料につきましては、どのよう な内容のものを、そして入札に多分かけると思いますので、どのような入札の 件数、業者をね、選ぼうとされているのかなどを教えてください。3の武道館 の修理費も増額しなければならなくなった背景を教えてください。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えします。

4ページ、人事評価運用支援業務委託費につきまして、まず内容なんですけども、内容の前に、総務省のほうから、地方公共団体における人事評価結果の活用状況等についてで、人事評価によって昇格、勤勉手当の増減をするように言われておりまして、ほかの自治体では既に導入されているところが大半でございます。豊郷町はちょっと遅れてまして、平成27年から人事評価を始めたんですけども、その後にちょっと一旦止まっておりました。昨年からこういう指導が来ていますので、人事評価を取り入れているところです。人事評価の、27年度の制度で今やっておりますので、新しい、今の現体制に合った人事評価をすべく、令和3年度から4年度までの間に構築して実施したいと考えているところです。なので、今のところ、その評価によって降格とか給与に差があるとかいうのは今はございません。

あと、10ページの5、財産管理費、公共施設等総合管理計画改訂業務につきましては、どこにというのはまだ入札しておりませんので決まっておりません。内容につきましては、この公共施設等総合管理計画いうのがありまして、令和2年度に国の各省庁が全て見直しされた関係で、令和3年に急遽それを、この改訂業務を行いなさいという通知が来ましたので、今回の補正に上げさせていただきました。

次に14ページ、保健衛生諸費の保健師の件なんですけども、保健師はちょっと年齢を上げて、たしか40歳までやったと思うんですけど、上げて募集をしておりますが、なかなか来ないという状況があります。今はちょっとフルタイムで、パート、どうやったかな、ちょっと見つかって、その方に1名来ていただいているという状況でございます。

次に16ページ、款9消防費の10の需用費の消耗品は何かということなんですけども、防災無線で受信がしづらい場所が各家庭であります。そこに戸別受信機という室内アンテナを置いてその対応をしております。その費用を50戸みているということでございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

私のほうは10ページです、目2の文書広報費、13使用料及び賃借料の電子回覧版の中身についてですが、新型コロナ対策ということと併せまして、区の役員さんの負担を減らしていくために町の広報誌やビラなどをデジタルで、スマホで見られるようなシステムの構築をしていきたいと考えております。業者につきましては、今後選定していく予定ですので、現在のところお答えできる内容はありません。

次に、10の地域づくり推進事業費についてですが、一般コミュニティ助成ですので、これは毎年8月、9月頃に全字に募集して、希望されたところを申請していたところ、3月末にセンターのほうから「採択しました」ということで通知がありましたので、今回上げるものです。ちなみに今回は、沢区と安食南区の2字になっております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

13ページ、愛里保育園の需用費の修繕は何かということです。こちらにつきましては玄関ダウンライトの漏電の修繕でございます。その下、備品につきましては園児用の机でございます。

次に、17ページの豊郷小学校、日栄小学校、中学校費で上がっている遊具 点検委託につきましては、議員のほうもご承知かと思うんですけれども、4 月24日に北九州市でバスケットボール用のゴールが落下したという事件、ま た、4月27日には、宮城県の白石市で防球ネットの支柱が倒れたというような事件がありました。それにつきまして本校の小中学校のほうでも点検をしようということで、今回予算を計上したものでございます。

次に、幼稚園の教育保育支援員の背景につきましては、会計年度任用職員の パート職員の分を上げさせていただきました。

また18ページ、文化財保護費の修繕につきましては唯念寺の境内にあります表示板の修繕でございます。その下、図書館の費用弁償につきましては図書館職員の通勤費でございます。その下、豊栄のさとの施設費の工事請負費につきまして、これまでにどのようなものをしたかということですけれども、視聴覚室の冷房が効きにくいということで天井を低くしたというような経緯がございます。

最後、19ページでございます。委託料につきましてはバンガロー跡地の設計委託でございます。その下の修繕料につきましては非常用照明器具の修繕でございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

14ページの報酬の件ですけども、先ほど総務課長がお答えしたとおりパートタイム会計年度任用職員のほう、4月から来ていただいております。年齢制限につきましては、正職員については40歳で昨年度募集のほうはしたんですけども、なかなか来手がありませんでしたので、今年度については、もう少し年齢制限の上限を上げてほしいというのは総務課のほうに要望させていただいております。あと、募集の方法につきましては、正規職員については一般的な募集に加えて聖泉大学であるとか、保健師の知り合いの方の、誰か在宅の方おられないかという声かけのほうはしていただいております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、まず 4 ページの人事評価に関するものですけれども、当町は 2 7年度まで、特にということはせずにこれているんですよね。それで、総務省の活用状況調査があったから取り組まなければいけない的な答弁だったんですけれども、それを、だからどういう内容を、これがどう生かされるのか、また、

私の経験でいきますと、保育園の職員の中で、特に正職の方だけがこれされるんですけども、とても心的なね、ストレス感じるわー、これが何に使われるんだろうっていうのをよくぼやいてはったのをしょっちゅう聞いてたんです。そういう点では、やっぱりこの人事評価の運用試金、支援を、強力にきっとどんどんやっていかはるんかと思うんですけども、職員へのストレス度とかはどんなふうに分析しておられますか。そして、この業務委託となりますから委託先があるはずなんですけど、先ほどあれが、答弁がありませんでしたので、専門業者、何社ぐらいあるんでしょうか。その中から何社ぐらいに声をかけて委託しようとなさっているのかを教えてください。そして、それにちなんで、町として、一般的なマニュアル的なものがあるとは思うんですけども、それ以外に取り組むことを考えているのかどうかなども教えてください。

そして、10ページの文書広報費、これも何社にというのはまだ考えてないということでしたけれども、これも何社ぐらいがあるんでしょうか。特別にね、いろんな仕事をこなしたところなどがこうやって委託先、賃借先にノミネートされるんだと思うんですけれども、私たちの町の場合はどういうところを、何社ぐらいを見込んでいるかぐらいはお答え願えないでしょうか。

そして、同じく財産管理費のところなんですけども、これは、ちょっと待ってください。財産管理は大丈夫です。

それから、13ページの愛里保育園施設費の修繕料というのは、ダウンライトとか、私メモったんですけど、もう少し詳しく教えていただけませんか。もう一度お願いします。

そして、消防費16ページの消防費の防災無線の受信がしづらいおうちが50戸ぐらいあるんですね、きっと。それに関しては、この防災無線を委託するところはどういうところを考えていらっしゃるんでしょうか。

遊具点検は17ページから。17ページから遊具点検は、新たに、新しい事例が想定されたからということなんですけども、今まではそういうサッカーゴールとかね、そういうのは私、もうてっきりいつもやってらっしゃるとばっかり思ってたんですけども、今までしてなかったのかどうかを教えてください。協議には上ったけども後回しにしてたんだとか、そういう表現で結構です。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えします。

まず、ストレスの分析からなんですけども、まず、職員がこの年度の当初の

目標を立てていただいて、これが前期と後期、2回あります。それを立てていただいた後に、その所属課長が、皆さん一人一人、お聞き取りをして、方向性が合っているかとか、もっと高い目標を持ったほうがいいんじゃないのとか、そういう協議を行います。最後の年度にいろんな項目があるんですけども、それの、まずは自分での評価をして、それをまた所属長に見てもらって、最後は町長とかに再度見てもらうという制度に今なっています。

ストレスがかかる部分については、恐らく目標を立てるときとかはストレスはないと思うんですけども、上司と直接しゃべるときが一番ストレスがあるのかなと思っております。しかし、去年からやり始めている中で1つ感じたのは、ふだん、仕事でもそんなにしゃべらない、僕の場合ですとこの職員とはあまりしゃべりませんので、そういう機会に深くしゃべれる機会があったのは大変よかったかなと思っております。これは僕が、この職員とちょっとでもしゃべれるようになってきたなということを感じているだけであって、相手はどう思っているのかちょっと分かりませんので、そこら辺はまだ聞けてない部分があります。

これは、総務省からも言われていますけれども、全国的に人事評価というのは導入されておりまして、豊郷町がちょっと遅れていますので、27年度の制度でいきますと、副町長とか、いろいろな部署があって、総合評価というか、そういうなんもするようになっているんですけども、今ちょっと、配置が当時と違いますので、そこら辺も全部見直したうちで、今に合った人事評価をつくっていくいうことです。

あと、委託の数なんですけども、まだ、どういったらいいんですか、起工を していませんので、予算がついてないので起工してませんので、指名業者が何 社あるかというのはまだ調べていないので、これはちょっとお答えできません、 結構な数はあると思います。

それ以外の取組についてなんですけども、人事評価制度の中に異動の希望を書くところとかがありますので、そこに職務の、どういったらいいんですか、改善点、役場の改善点とかも書ける欄がありますので、そういうところを、今後は役場の全体的な改善に生かしていけたらなと思っております。

次に、消防費の戸別受信機アンテナなんですけども、今、在庫が切れまして、同じ部品がないので、最新のやつを50個予定しております。令和2年度の設置箇所は14か所でございました。設置業者は町内の業者にお願いしております。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをします。

文書広報費の電子回覧版について何社ぐらい見込んでいるかということですけれども、今ほど総務課長も答弁しましたとおり、このシステムにつきましても、今回予算を上げさせていただいているところですので、今後、何社あるのかということも調べていくことになりますので、現在のところお答えできることはありません。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

13ページの修繕料、玄関ダウンライトとは何かということですけれども、玄関の天井にある照明のことです。

あと、17ページなんですけれども、遊具の点検は毎年実施しております。 今回、宮城県のほうで子どもが死亡したという事例がありまして、国のほうからも再度点検するようにという通知がございましたので、今回計上させていただいたものです。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、人事評価運用についての説明の中で、課長はメリット面があった よということの報告だったんですけれども、ストレスを実際感じている方もい らっしゃるかと想像できます、経験からしましてね。そういう点はどのように、 例えば今課長がおっしゃったように、話がね、できるような感じになる人はい いんですけども、自分で自分を評価して、それが上から認められなかったとな ると、すごくショックだと思うんですよね。そういうメンテナンスのフォローまでのことも考えておられるんでしょうか。こういうのは点数とかで出るんで すか、どうなるんですか。本人にはどのように通知されるんですか。もしその 評価に不服があったときなんかは、どんなの、いろんなね、救済の制度とかあるのか、出されたものを公開するとか、そういうのがあるのかどうかを教えてください。

そして、委託先はね、何とも分からないということだったんですけども、こ

れは入札にもちろんかけはると思うんですけれども、入札予報とかはいつ頃に 出す段取りなんでしょうか。教えてください。

それから、遊具の点検などの件は説明を受けましたから分かりましたけれども、よくね、こういう点検料というのは、ある専門のね、例えば保育園だったら、そういう遊具をね、取り扱っている業者とか、あると、今までつながった方とかあると思うんですけども、そういうスポーツ用具に関しては、特にどういうところが委託先に想定されているんでしょうか。たしか、愛里保育園の場合は保育関係のいろんな遊具なんかを扱っている業者だったかなと思うんですけれども、もう一括して入札にしはるのか、専門業者別に頼まれるのか教えてください。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質疑にお答えします。

まず、正しく評価できるのかというところがポイントになってくるかと思います。点数ではなく総合評価で本人の最後の評価欄がつけられる仕組みになっております。最後は町長が確認をして終わりになるんですけども、それでいきますと総合評価が偏る可能性があるということもあって、よその市町につきましては、例えば町長も交えた上役がみんな集まって、その一人一人を判断するとか、そういうふうになっているようです。高橋議員のおっしゃるとおり、最後の評定が一番みんな悩むところだと思いますので、そこら辺はちゃんとフォローアップするような体制をつくるように書かれております。

令和2年度、去年なんですけども、ウェブで1か月間、職員が人事評価の研修、あれは2時間ほどやったと思うんですけど、全職員その研修をしておりますので、人事評価をしていかなければならないということはもう分かってていただけると思いますし、特に、今のままでいきますと、よく仕事できる人が全く評価されていないというのも、ちょっとおかしなことになってきますので、こういうようなことはしっかりやっていきたいと思いますし、できるだけ公正に扱えるような制度設計にしたいと思っております。

また、委託先のことなんですけども、できる業者は結構あると思うんですね。 けども、まだ指名願を出してある業者は調べてませんので、数がまだ分からな いということと、時期につきましては、まずは起工からになりますので、入札 予報はちょっとまだ未定ですけども、もし、早い段階であれば予算が通った後 から1か月ぐらいになろうかと、早くて1か月後になろうかと思っております。 以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

この遊具点検委託をどういうところに委託するかということなんですけども、 専門の業者を計画しております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長、10番。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正予算につきまして、まず4ページの、先ほど高橋議員も質問しておりましたが、この人事評価運用支援業務委託についてですが、1点目は、この債務負担行為補正ということになっているんですが、これは何かあれですか、国からの、そういう補助金つきでやろうとしている中身で債務負担になっているのか。その辺の経緯だけ教えてください。

2点目、先ほどの総務課長の説明では、総務省が全国の各自治体にこういう ことを推奨している中で、この人事評価で昇格、それから降格、また勤勉手当 の査定もするという中身のことになっておるという話ですが、以前、前町長、 前大野町政時代でしたっけ、管理職の不当降格処分があって、町の公平委員会 で、これは間違った処分だということで原職復帰をしたという経緯もあるんで すが、この人事評価というのは、この総合評価ね、本人の、自分の1年間の目 標に対してどんだけできたかっちゅうのは本人の査定ですけどね、最終的に総 合評価で、やっぱ恣意的な人事評価になっては職員の努力も報われないという か、職場も暗くなるとか、いろんな現象が、今、メンタルヘルスでいろいろ、 役場の考えなあかんこといっぱいあるなと思いますけれども、この総合評価、 何か先ほどの課長の答弁では、町長だけでなく評価委員会的なのをして、みん なの意見も含めて考えていかなあかんということもおっしゃっていたんですが、 昨年も中途退職という方が出てきているというのは、やっぱり今の職場をね、 希望が持てない職員が中堅で辞めていくというのは問題があると思うんです。 そういったもんで、この人事評価運用支援業務委託という形にしておりますが、 この豊郷町の職場で、せっかくここで就職して来てくださった職員さんが、毎 日生き生きと希望を持って町の業務に邁進してもらうためには、この人事評価 は、やっぱしそういったことをすごく大事にしなきゃいけないと思いますが、

そういった面のこの総合評価はどういう形でやるのか。また、職員のやる気や職場でのコミュニケーションってほんまに大事だと思うんですよ。そういったことを充実させていくためにどういう努力をされるのか、それについて説明を求めます。

続いて7ページです。歳入の款14、目1総務費国庫補助金、総務費補助金 で 7,1 78万2,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金ということで総務省補助金が上がっているんですが、総務費の。先ほどの答 弁の中で、町のいろんな事業にこれは充てられるんだなと思って聞いておりま したが、7,000万、7,100万ある中で、先ほど文書広報費の町内電子回 覧板、これが1,148万3,000円、これ10ページです。そして歳出で15 ページで、款7商工費、目1商工振興費の中で、委託料3,250万、コロナ対 策地域経済活性化事業費委託料、これ、プレミアム商品券のことだと聞きまし たが、あとの残りはどこに、歳出で、これで4,000万円やから、あと3,000 万円近くが、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、歳 出の中に、どこに含まれているのかを説明していただきたいのと、それとこ の15ページ、歳出のところにあります産業振興課関係の商工振興費のコロナ 対策地域経済活性化事業費委託料について、これ、この臨時交付金のメニュー っていっぱいあるんですよね。医療関係から教育関係、それからこういう地域 経済支援的ないろんなのがあるんですが、その中で、これはあの中で見たらマ イナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業というのに当てはまるんで すか。これは産業振興課で教えて、説明していただきたいんですが、この臨時 交付金、国はまた増額しているから、また1兆5,000億ぐらいあるんですが、 豊郷町でこの新型コロナの臨時交付金を活用して、今回の事業では7,000万 円、申請事業をしてその補助金を一応は確保できるということで予算化されて いるんですが、あと、どのような事業で、このコロナ対策の地域の応援施策は やろうと考えているのか、それを説明してください。

次に、10ページの目15公共施設等総合管理基金費というところがあるんですが、これは基金を、幾つかをまとめてこう言っておられましたが、この財源、積立金の財源が2,027万円という形になっていますが、その財源内訳はその他という形になっておりますが、これは何の財源ですか。地方創生のお金が入ってきているのかな、どういう意味なのか。それでいいです、議第34号についてはそれで結構です。

議第35号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算、それから 議第36号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算、また、議第37 号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算、この3議案につきましては、今コロナ禍で、第4波で豊郷もこの間、感染者がずっと増え続けているんですが、先ほど専決で、国の段階で申請主義の法律の、コロナ対策は継続とか、そういうのは本人が申請しない限りはそれの利用はできない。そういうことを考えたら、この医療保険、こういった福祉の分野は特に町が、担当課が新型コロナ対策の臨時交付金を受けて、豊郷町だったらこれをやるべきだとか、そういう、6月議会だからそういう提案が出て当たり前だと思うんですが、それが出てこないというのは、今そういうことも検討、申請中なのか、それとも今回は全然考えておりませんのか、それぞれの所管の担当課長に、それについて答弁を求めたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

総枠でいくと、コミュニケーションがちゃんと取れているのかということをお聞きしてくれているのかなと思います。確かに昨年度、途中退職者が出まして、議会の一般質問でもコミュニケーション不足だったのかなということをお答えさせていただきました。研修の中でも一番やはり重要なのは上司と部下のコミュニケーションを取ることだということを言われております。この人事評価では、何回も部下と話し合いをする機会がありますので、その中でコミュニケーションを深くしていくことも、ひとつ大事なのかなと思っております。

次に、10ページの公共施設等管理基金なんですけども、これはどこからの 財源なのかということなんですが、これは新型コロナウイルス感染症対策地方 創生臨時交付金が入ってきましたので、ふるさと応援基金を充てていました、 繰入金を充てていました出産祝金支給事業100万円、小中学校入学助成事 業200万円、指定避難所備蓄倉庫整備事業627万円、妊娠・出産応援事 業100万円、高齢者支援事業1,000万円を振りかえてこの基金に充ててお ります。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私のほう、7ページ、歳入の総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症 臨時交付金7,000万円の使い道のことですけれども、先にご指摘いただいた とおり、10ページの文書広報費と15ページの商工費、それから16ページ の教育振興費のほうに充たっておりますほかに、本来、町が一般財源で行おうという予定をして当初予算に計上しておりました総務課の防災倉庫関連、それから医療保険課の妊娠・出産応援事業、それから保健福祉課の出産祝金、同じく高齢者の灯油の補助金、それから教育委員会の入学助成金につきまして、財源の充当をさせていただくということで、今回の補正予算書には出てまいりませんので、よろしくお願いします。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

企画振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

15ページ、7商工費、1商工費のコロナ対策地域経済活性化事業費委託料がどういう事業に当たるのかというご質問だったと思うんですけども、こちらのほう、プレミアム商品券の発行によって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内店舗を支援し、また地域経済の活性化を促進するためです。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第35号から議第37号の国保、介護、後期の特会での独自交付金を活用しての独自施策ということですけれども、恐らく減免のことをおっしゃっているのかなというふうに思ってはいるんですけども、地方創生の臨時交付金、コロナ対策につきましては減免には活用しないようにという、できれば好ましくないという通知のほうがありますので、そちらのほうは活用のほうはしておりませんし、現時点で、先ほども申し上げましたとおり国保につきましても介護につきましても国の減免制度、財政支援のある減免制度を実施のほうをいたしますので、今後国のほうから、もう少しここら辺の拡大をという通知があれば、それに応じて対応していきたいというふうには考えております。

議第37号の後期高齢者医療広域連合、後期高齢者の会計につきましては、 基本的には広域連合のほうで実施のほうをしておりますので、本町の独自施策 というのは全く考えておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員

3 4 号のところで、4ページの人事評価運用支援業務委託のことですけれども、私がやっぱり一番問題に考えなあかんことは、この総合評価を誰がして、恣意的にならずに、公平で、本人、職員の正当な評価がされるかというのをどう保証するんかと、何ていうの、職員さんにもいろんな方々がいらっしゃいますから、そういう人たちの、本当にその人その人なりの能力をどこで仕上げていくかというのが大事だと思うんです。その総合評価が非常に恣意的なものであったら、いくら努力して、町に貢献しても昇格しない、あるいは、はたまた恣意的な降格処分も受けると。でも、そういう総合評価ではいけないと思うんですが、その点についてはどういうふうに職員皆さんの人事、これ、全部給与に関わってくる問題やから、みんなすごく、やっぱしぴりぴりすると思うんです。その点について、こういう公平な、また本人も納得できる、そういう総合評価をつくるためには何をなさるのか、それをちょっとお聞きします。

それから35号以降の問題ですが、課長は、減免はどうのこうのとおっしゃったけど、それはもう申請主義やから、それでできる人はやります。そうじゃなくて、私、この地方創生臨時交付金のメニューいっぱい見てたら、それぞれ医療、福祉、教育、介護、いろんな分野で独自性を持った、豊郷で何が今困っているのかと、そういう事業としてね、そういうことを考えられないのかという疑問を持ちました。ほかの各県下の市町ではいろんなメニューを組んではる、でも、なぜ豊郷は、このメイン的な、一番簡単な奴が出てきたのかというのが、大変、皆さんが日々町民のために頑張っていただいているということには感謝しますが、今ほんまに町民の暮らしというのは、今コロナ禍で本当に疲弊してるんです。給料も減った人もいっぱいいらっしゃるし、高齢者は外出がすごく規制されるので、精神的にしんどいという方もいっぱいいらっしゃいます。そういうのをフォローして、健全で健康で安心に暮らせるための町の事業というのは考えたらできると思うんです。そういったことが全く出てこない、この特別会計においては。

また、この一般会計のほうでも、このマイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業って、要はマイナンバーとセットにしたそういうのをしてということも、一緒に同時に拡大してくださいみたいな事業ですけどね、でも、ほかの地域経済活性化の事業には、地域仮想通貨実施事業とかいろんなメニューがあるんですよ。だから地域通貨やってるところもありますしね、どの事業が町民にとって一番活用されて、税金が有効に町民全体に行き渡るかということを、もうちょっと検討していただけなかったのかなというのが非常に思うんですが、その点について再度質問いたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。

今村議員のおっしゃったとおり、最後の総合評価が一番大事になってきます。 それで、公平性を保つために、今回この人事評価運用支援事業、業務を委託するわけでございます。現在の評価でいきますと、最後、町長になりますので、そういう恣意的なことが、他市町でも起こらないように、幅広い意味で、最後総合評価をしているいうところが多いので、そういう意見も聞きながら反映していくと。あと、職員組合のほうからも、この人事評価の制度をやり直すときは意見を聞いてほしいということでしたので、一緒に討論していきましょうということは、職員組合のほうにも申し上げておりますので、そこら辺も一緒にやっていくいうことでございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをします。

先ほどおっしゃったこの交付金事業について、もう少しいろいろな創意工夫ができなかったのかというような趣旨やったと思うんですけれども、これにつきましては、この7,1,78万2,000円のうち新型コロナ感染症対応分が約1,300万円、それから地域経済対応分として約6,000万円というふうに、大きな、国からの使途に関する方向性が示されておりました。そういったことから地域経済の疲弊を何とか助けたいというようなことで、プレミアム商品券の発行を町としては検討させていただいたということになります。

ちなみに、議員おっしゃったマイナポイントのやつは国が直接やってるやつですので、今回のプレミアム商品券とは別の事業になります。

あと、ほかにも地域住民にということでしたけれども、逆を返せば、コロナがあろうがなかろうが、豊郷町としては地域住民に寄り添って、地域住民を支援できるような補助金なりを従来からやっているというようなことで、手厚く住民のほうを向いてさせていただいているというご理解をいただければと思います。

以上です。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをいたします。

特会のほうで何かということですけども、先ほど企画振興課長のほうが答弁

したとおり、経済対策としてやっている部分のほうがございますのと、当課の所管としましては、ワクチンの接種を推進することがまず第一と現時点では考えておりますので、高齢者の外出が難しいという部分に関しましても、ワクチン接種を進める中で、できるだけ早期にワクチンの接種を7月末までに終えて、高齢者の方が、まあ、ワクチンの接種を終えたからといって気軽に出られるわけではありませんし、従来の感染症対策は引き続きやっていただきながら、まだ、外出の方は以前よりもしやすくなる環境を整えたいと考えております。特に国民健康保険であったりとか介護保険であったり後期高齢者医療であったり、特に国民健康保険であれば国民健康保険に加入されている方のみ、介護保険に関しては介護保険の対象である65歳以上のみという、限定的になりますので、今回に関しましては、町民全体の経済活動の支援ということで考えているということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質疑。

今村議員

今、新型コロナ禍で、当町においても65歳以上のワクチン接種が始まって おりますが、ワクチンだけでは新型コロナの終息を早期に図るということは、 専門家からも厳しいという話が出てるんです。そういったことで、住民の皆さ んからもいろんな要望がありますが、この新型コロナの、国が出している臨時 交付金のいろんな要綱見てたら、いろんなことができるんですよね。豊郷町で は新型コロナだからもう中止になったこども食堂も補助金がついて、それをテ ークアウト方式にするとか、フードバンクもやって、町内の飲食業の人と、そ の場所をお借りしてテークアウトをするとか、取組は、豊郷版をつくればいろ んな事業ができるんです。それに対して、やっぱ子どもの健康、子どもの教育 保障、それから医療の環境整備、そういうことを今回は、国からこれだけの指 示しかなかったからという以前の問題だと思うんです。これもう何回目ですか ら。もう少しそれぞれの、自分たちの持ち場の事業の中で、新型コロナ対策で、 今、豊郷で本当に必要なのは何かということを検討する、そういったシステム づくりが私は今欠けているんじゃないかと思うんです。幹事会でもあるやろう し、課の中での事業計画もあるやろし、そういったことをやっぱし行った上で 議会に提案し、こういう事業を豊郷版でつくりますというのが本来の姿だと思 いますので、そういった点は、今日の時点はこれまでにしますが、そういうこ とをね、やっぱし絶えず念頭に置いてもらわなかったら、町民にとっては非常 に残念な町政になってしまうと思いますので、それについて最後に答弁求めま

す。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質疑にお答えいたします。

ご意見ありがとうございます。しっかりと町政運営を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第34号令和3年度豊郷町一般会計補正 予算(第1号)を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第34号は予算決算常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

これより議第35号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

今村議員 議長。

河合議長 これより議第35号令和3年度豊郷町国民健康保険。

今村議員 議長、動議。

河合議長 動議内容は何ですか。

議 員 賛成。

今村議員 この35号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、委員会付託の 動議を提出します。

議 員 賛成。

河合議長 ただいま、今村議員から議題となっております議第35号を常任委員会へ付 託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので 成立いたしました。

議第35号を文教民生常任委員会へ付託する動議を議題として採決をいたします。この採決は起立によって行います。この動議のとおり議第35号を文教民生常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、議第35号を文教民生常任委員会へ付託する ことの動議は否決されました。したがって、議第35号を本会議において審議 します。

> これより議第35号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第35号は原案どおり可決されました。 これより議第36号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。 これより議第……。

今村議員 議長、動議。

河合議長 動議遅いんちゃうか。

今村議員 討論終わらず動議いいんやろ。

河合議長 討論終結しましたって言うたがな。

今村議員 終結しましたって言うたから動議って言うたんでしょ。

河合議長 ちょっと遅いんちゃうか。

何の動議ですか。

今村議員 議第36号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算につきましても 委員会付託の動議を提案します。

議 員 賛成。

河合議長 ただいま今村議員から、議題となっております議第36号を文教民生常任委員会へ付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

議第36号を文教民生常任委員会へ付託する動議を議題として採決します。 この採決は起立によって行います。この動議のとおり、議第36号を文教民生 常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、議第36号を文教民生常任委員会へ付託する ことの動議は否決されました。したがって、議第36号を本会議において審議 します。

これより議第36号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第36号は原案どおり可決されました。 これより議第37号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、動議。

河合議長 何の動議ですか。

今村議員 この37号につきましても、委員会付託の慎重審議を求める動議です。

議員 賛成。

河合議長 ただいま今村議員から、議題となっています議第37号を文教民生常任委員 会へ付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありま すので成立いたしました。

> 議第37号を文教民生常任委員会へ付託する動議を議題として採決します。 この採決は起立によって行います。この動議のとおり、議第37号を文教民生 常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、議第37号を文教民生常任委員会へ付託する ことの動議は否決されました。したがって、議第37号を本会議において審議 します。

> これより議第37号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第37号は原案どおり可決されました。

日程第16、発議第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題 といたします。

西澤博一議会運営委員会委員長、提案理由の説明を求めます。

西澤博一議会

運営委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議会

運営委員長 それでは、発議第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案でございます。

上記の議案は、別紙のとおり地方自治法109条第6項及び豊郷町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。令和3年6月4日、豊郷町議会議長、河合勇様、議会運営委員長、西澤博一です。

提案理由、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、議員が活動しやすい 環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たって の諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとと もに、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、発議第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案に対する 質疑を行います。

1つ目です。議会運営委員会において提出されていたものが差しかえられたわけですが、その背景について説明をしてください。流れとしましては、議会運営委員会、5月31日に差しかえ前のものが提案されました。そしてそれが、6月1日に事務局からメール発信がありまして、差しかえる旨連絡がありました。そして差しかえ文書が配付されたんですけれども、そういう流れでした。何がこの間にあったのかを説明してください。

それから2つ目としまして、議会運営委員会後で、1人の議員の提案が実って差しかえられるということは過去にありましたか。

3つ目としまして、本来ならば議会運営委員会を開いて、本日提案された、 これについての協議をするというのは、説明を受けたり協議をするというのが 本来のやり方かなと思うんですけれども、以上3点について説明をしてくださ い。

西澤博一議会

運営委員長 議長。

河合議長 西澤博一委員長。

西澤博一議会

運営委員長 高橋議員の質疑についてお答えをさせていただきます。

1番の、議会運営委員会でのことですが、議会運営委員会で決まったのに、なぜそういうふうになったということをお聞きになっているのかなと思います。もう1点は、この規則案の事務の差しかえが、なぜそういうふうになったかという話ですね、もう1点は、本来は議会運営委員会で開かれなきゃならないんだけども、過去はそういうようなことがあったかということですけど、過去についてはあんまり覚えはないので、私には分かりません。

今の点についての、諸般の今の点についての質疑については、局長のほうが よく知っておられますので、局長のほうで説明させていただきます。

以上です。

河合議長 局長から補足をしていただきます。

事務局長 議長のほうより許可をいただきましたので、席を立たせていただいて答弁させていただきます。

今ほど、発議第2号の提案理由の文言について、先日の議会運営委員会でお 諮りをさせていただいた内容の一部を変更させていただきました。これにつき ましては、当初議会運営委員会で提出させていただいた提案理由の文言につき ましては、全国の議長会のほうから示されていた文言ですけれども、しかし、 人権的な配慮を考えたときに、さらに、豊郷町として、議会の議員として皆さ んに提案する提案理由としては、よりふさわしい表現があるのではないかと。 そのまま、全国から来た文書をそのまま鵜呑みにするというよりも、やはり人 権に配慮した表現にするべきではないかということを提案いただきました。

それにつきまして、議員の皆さんに文書もお送りをし、この内容、議会運営委員会を開かせていただく時間がもうありませんでしたので、この内容の部分でご了解いただけますか、よろしくお願いしますという連絡もさせていただいて、その後、皆さんのほうからは了解というお返事もいただいておりますし、あるいは返事はなくても、そのまま出させてもらうということで異議を唱えていただいた方もおりませんでした。そういうことから、具体的な規則案の変更をしたものではなくて、この議会に提案理由として説明をする文言を、よりふさわしいものにするということから、ご了解をいただいたものとして文書を差しかえさせていただいたものです。

従来ですと、今までにそういうものがあったかどうかということについては、 ちょっと私もよく分かりませんが、今回の内容につきましては提案理由の表現 をよりよいものにするということでしたので、既に、今はメール等でもご了解 をいただいたものと解釈しておりましたので進ませていただきました。よろし くお願いします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、提案理由の部分の「男女の」というものが消えたという部分とか、 それから出産については「母性保護の観点から」というところが省かれたわけ なんですけれども、それについての具体的な説明を提案者にお願いしたいと思います。

今日に至るまでいろいろ考えている中で、やはり議運で諮られたものが差しかえられるということが、幾ら時間がなかったにしても、本来は議運でもう一度諮るべきではないかということを思うから、今日の質疑をさせていただいております。私も議会運営委員のメンバーなんですけれども、事前に、局長のメールがある場合には、議運のメンバーに対して打診はありませんでした。事前に何も伝えられていなかったわけなんですね。今後は、委員がこのように提案すれば、日にちがないからということで文言が変わり得るという前例になったら駄目だと思いますので、その辺の説明もお願いします。

西澤博一議会

運営委員長 議長。

河合議長 西澤博一委員長。

西澤博一議会

運営委員長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今、神辺局長が申されたとおりでございますので、この件についても局長から説明を求めます。よろしくお願いします。

事務局長 議長。

河合議長 神辺局長。

事務局長すいません、再び席を立たせてもらいました。申し訳ありません。

今ほど高橋議員さんのほうからご質疑をいただいておりますけれども、確か に議会運営委員会で決定された内容につきましては、議会運営委員会を再度開 いて最終の確認をさせていただくところであったかなというふうには思います。

ただ、今回の内容につきましては、先日高橋議員さんのほうとも、お尋ねをいただいて、内容について説明をさせていただいて、ご了解いただいたところですので、それ以上のことで、また会議を開くということはちょっと私たちは考えにくいという思いで、議会運営委員会のほうでご了解いただいたものという解釈をさせていただきました。申し訳ありません。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 あんたこれ反対なのか、どうなんや。

高橋議員 皆様ご存じのように、本日提案されて、そして質疑があるというのは当然の 聞く権利であります。私も、当初、文言を変えたその内容について教えてほし いということの打診はしました。それに対して、賛成したという、局長はその ように捉えられたみたいですけれども、よくよく考えて、そして今日、やっぱり議会運営委員会を開くというのがルールとしてはやらなきゃいけなかったことだということに、認識をまた改めることにしまして、本日このように質疑をさせていただいているわけなんです。だから今後ね、こういうことがあるのか、あった場合にどうするのかも含めまして、本日の時点の議会運営委員長としてのお考えをお示しください。よろしくお願いします。

西澤博一議会

運営委員長 議長。

河合議長 西澤博一委員長。

西澤博一議会

運営委員長 高橋議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

議会運営委員会といたしましても、今後こういうようなことがあったときには、いろいろと皆さんのご意見を聞きながら進めたいと思いますけども、しかし、この件については議会運営委員会で皆さんの了解のもとでこのようになったと私は承知しております。どうぞよろしくお願いいたします。今、局長が説明したとおりでございますので、よろしくお願いします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村議員。

今村議員 この問題は、この発議第2号という形で、これを提出しているのが議会運営 委員会委員長という形で、西澤博一議員が議会運営委員会を代表して提案され ておるということですけど、手続上の問題で言いますと、やはり議運で出す議 案に対しては議運で議決をしてなきゃいけないと思うんですよ。その修正が入ったから、それはメールで済むだろうという、そういう安易な考え方で議運の 運営委員会を執行していくというのは、やはり議会制民主主義、また会議規則 に照らし合わせても非常に問題のある行為だと思います。この点では、こういうことを今後行わない、時間がなかったという問題じゃないと思うんです。メールで済ます問題でもありません。それは委員長が自ら判断して、こういう意見が上がったから、ちょっとこの部分訂正したいから、1回皆さん寄ってくださいというのが当たり前のことです。短時間で済むことです。そういったね、

本来の議会運営のあり方を非常に軽視するようなやり方で進めることについては、今回の発議案件に対しては反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決いたします。 賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって発議第2号は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時00分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年6月4日

豊郷町議会議長

議員

議員